

タクシー運賃の一部を支援します！

マイタク

ドア・ツー・ドア



でまんど相乗りタクシー

平成 28年 1月 23日 (土) 運行開始！

使って便利・乗って安心！

お年寄りや障害のある方などへ

お出かけの機会を提供します！



※ 事前に登録申請が必要です。

(平成 27年 10月 1日(木)から受付開始：郵送による登録申請が基本)



どんな登録条件なの？

前橋市に住民登録があり、次の登録条件のいずれかに該当する方が登録できます！

A：年齢 75 歳以上の方

B：年齢 65 歳以上で運転免許証（普通・中型・大型免許）をお持ちで無い方

C：下記の①～⑦のいずれかの該当者

①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、⑤要介護・要支援認定者、
⑥難病患者・小児慢性特定疾病患者、⑦妊産婦

D：運転免許証を自主返納した方



いくら支援が受けられるの？

● 登録者が複数でタクシーに同乗したとき

⇒ 1人1乗車につき、最大 500 円を支援

● 登録者が1人でタクシーに乗車したとき

⇒ タクシー運賃の半額を支援 ただし、1運行 1,000 円を上限とします。

※付添い人も同乗できますが、支援の対象外となります。



利用登録証交付申請書はどこでもらえるの？

市役所（5階：交通政策課）、各地区支所、市民サービスセンター、地区公民館等

お問い合わせ

前橋市政策部交通政策課バス交通係

TEL：027-898-5939 FAX：027-221-2809

027-898-5844



マイタク Q&A

Q1 どの時間帯に利用できるの？

A1 午前7時から午後6時までが利用可能時間（市の支援対象）となります。
なお、土日祝日を含めて、運休日はありません。

Q2 運行エリアは限定されるの？

A2 前橋市全域が基本となります。
但し、乗車地、降車地のいずれか一方が前橋市内である運行でも、市の支援の対象とします。

Q3 利用する時にはどうすればよいの？

A3 一般のタクシーと同様に前橋市内のタクシー会社に直接予約してご利用ください。
(利用方法は一般のタクシーと同じです。)
なお、前橋市内の病院や駅等に待機しているタクシー車両には、予約無しでご利用いただけますが、市外から戻る場合には、前橋市内のタクシー会社に直接予約してご利用ください。

Q4 利用する時には、何を持ってタクシーに乗るの？

A4 登録者に交付される利用登録証と利用券を持ってタクシーに乗車してください。
※ 乗車したとき、タクシー運転手に利用登録証を提示し、降車するときに、登録者1人に付き、1枚の利用券をタクシー運転手に渡してください。

Q5 市からの支援は何回でも受けられるの？

A5 1人1日2回まで利用可能とします。(※1日に付き2回まで支援対象)
また、1人が支援を受けられる年間上限回数は120回(60往復分)とします。
※ 障害者割引、福祉ハイヤー利用券等との併用は可能とします。



マイタクの上手な使い方

登録者が複数で相乗りになるほど、お得にご利用いただけます！

- 例) 2人で相乗り⇒1運行に付き、最大1,000円を支援。
- 3人で相乗り⇒1運行に付き、最大1,500円を支援。
- 4人で相乗り⇒1運行に付き、最大2,000円を支援。

※ タクシー運賃から上記の支援額を除いた残額が利用者の負担額となります。
なお、支援額がタクシー運賃額を超えることはありません。



利用できる タクシー会社一覧

タクシー会社名	電話番号	所在地
アサカタクシー	027-231-8181	三俣町 1-5-14
東洋タクシー	027-264-1266	堤町 701-5
清水タクシー	027-243-4343	城東町 5-654-13
赤城タクシー	027-283-2305	茂木町 38
群中タクシー	027-263-4141	天川大島町 1-1
敷島タクシー	027-231-1108	敷島町 240-1
ナガイタクシー	027-231-8123	南町 3-21-8
日本中央タクシー	027-255-1112	三河町 1-3-6
新和タクシー	027-251-3111	元総社町 336-27
県都第一交通	027-251-4784	総社町 2-4-4